

○中山耕一委員長 続いて、みやぎ県民の声の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十分です。ゆさみゆき委員。

○ゆさみゆき委員 それでは、みやぎ県民の声を代表して質疑をさせていただきます。

去る十二月二十日、みやぎ県民の声は、昨日小畑仁子さんがお話したように、弱い立場が生きやすい社会は、誰もが生きやすい社会。小さな声に耳を傾け、また、一次産業の持続発展と地域経済活性化、地域再生など六十一項目、七つの柱。これ、予算を見てみますと、知事、宝石のようにちりばめていただいたり、また課題があったり、努力を認めてまいります、敬意を表しますけれども、その新年度の考え方、まずは知事の姿勢について伺っていききたいというふうに思います。

今日は午後から、自民党派閥による裏金、政治と金、政治資金の事件、この問題の政治倫理審査会が行われます。今、政治への信頼が大きく損なわれています。このような状況の中で、宮城県として政治信頼の回復に向けた取組が非常に重要です。私たちもしっかりと対応しなければなりません。知事は、国の総合経済対策と地方財政対策を踏まえた上で、社会保障関連経費の減少を上回る財源が確保されたと表明されました。この中では、公的保険の上乗せ、子育て世帯の負担の増加など、政府の少子化対策については不安の声が上がっております。宮城県としては、これらの国の政策に追従するだけではなく、独自の財源を活用して子供・若者支援策を推進する必要があると考えます。特に、政治への信頼回復と経済的な健全性を保つために、青森県では給食の無償化を十月から開始します。宮城県でも、奨学金制度など、県独自の取組による社会保障関連の支出増や少子化対策を強化すべきではないでしょうか。国の政策、また知事は、政治への信頼回復のために、県民への信頼度の高い、透明度の高い情報提供や意見交換の場を設ける計画があるのか、まずは知事の見解を伺います。

○村井嘉浩知事 県では、次世代育成・応援基金などを活用しながら、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援や、若者にとって働きやすく、魅力ある環境づくりに積極果敢に取り組んでいるところであります。来年度からは、市町村が行う産後ケア事業の受皿確保支援や不妊治療への助成、ものづくり企業が行う奨学金返還支援への助成を行うとともに、市町村の少子化対策を支援する交付金を大幅に拡充することとしております。また、国のこども未来戦略に掲げます加速化プランに合

わせて、児童手当や出産・子育て応援給付金などの制度改正等を織り込んだ予算も計上しております。一方、本来、全国一律に対応すべき給食費無償化などの課題については、国が責任を持って取り組むことが重要であることから、全国知事会として国に継続的に働きかけを行っているところであります。引き続き、行政評価などを通じて、企画立案過程の透明性確保に努め、また、できる限り県民に情報を分かりやすく提供するとともに、常日頃から県民の皆様の声に真摯に耳を傾けて、意見交換を行いながら県政を推進してまいりたいと考えております。

○ゆさみゆき委員 知事が就任してから十八年になりますけれど、前知事は「国に求める」という言葉がタブーでありました。知事が就任してから、国に求める、働きかける、検討する、これが多々あります。私は、全国知事会会長の知事に求めたいのは、青森県知事が給食費無償化のときに「これは競争を激化するのではない」と言いましたけど、地方分権改革、これは対等の関係の中で、都道府県が先導して、国を先導する政策をやつていく、これこそが闘う知事会ではないかと思えますね。そういった視点に戻っていただきたい。今はどうしても、国の水道民営化ということも言われておりますけれども、国のやるべきことを社会実験のように宮城県でやられているのではないかという声も聞かれます。よつて私は、地方主権改革を今だからこそ知事がやるべきではないかと考えますが、いかがですか。

○村井嘉浩知事 水道、上下水の官民一体連携は、これこそまさに、これから人口が急激に減つていく中で、水を使う人が少なくなつてくる中で、節水型の環境が進んでいく中です、自治体が経営を維持するための方策として、先導して、一つのモデルとしてやらせていただきました。非常に評価されているというふうに聞いております。一方、先ほど言った給食費の無料化については、当然、いろいろ事業の見直しをされてというところで財源を生み出したということも言っておられますけれども、やはり核燃料税を引き上げるといふ、この財源を見越してということとは当然のことだといふふうに思っております、そういった形で、やはり施策に見合った財源というものをどこに見つけていくのかということだと私は思っております。それに対しての優先順位をどうするかということでもあります。残念ながら今はまだまだ、分権が進んだとはいへ、国があらゆるものに対して補助金だ何だで地方行政を縛っているような状況でございますので、国

の力を借りないままではいろんな施策を進めていくというのはやはり難しいというふうに考えております。国の力をうまく活用させていただき、頼むというよりも活用させていただきながらですね、市町村と力を合わせていろんな施策を進めていくというのが私は正しい姿ではないかなと思っております。いたずらに対立するのがいいというふうには思っておりませんで、言うべきことはしっかりと言いますけれども、対立して結果的に国から見放されるといったことにならないようにしてまいりたいと思っております。

○ゆさみゆき委員 今の聞いていますと、どうも主従関係というような、上意下達という感じがありますので、私が言っていますのは、イニシアチブを取っていくということ。つまり、国がというよりも地方が、地域がということを主導していただきたい、イニシアチブを取っていただきたい、そういうふうに受け止めていただければと思いますので、青森県知事はしっかりとエールを送っていただきたい、そう思っています。

さて、今回の一般質問の中で、かっち恵さんが、がん治療は政策医療ではないと。これ、知事に訂正していただきました。もう一つの驚くべき発言は、民の力が県政運営の中心になって、主役は民間だというふうにおっしゃいました。主役は県民ではないですか。つまり、知事が就任されて、確かに民間の力が県内循環して福祉を充実するということにするのは、ある意味では企業誘致も、これは市町村長さんが求めているのですが、シフトするあまりに、これから取り上げます病院の問題、再編の問題、これは県民の信頼回復、非常に知事が、これ、本当に大きな課題となっていることを認識していただいて、対応していただけませんか。そうしませんと、予算執行は県民の信頼なくして潤沢に執行できない。つまり協力なくして県政の発展はない。これもぜひしっかりと対応していただきたい。いかがですか。

○村井嘉浩知事 かっち議員の質問に対する答弁の趣旨は、あれは四病院に限定した質問でございましたので、県立病院で全部飲み込んで大きくするというのではなくて、今回は日赤にがんセンターをお任せするということであります。また、身体合併症の対応をするために、精神科の病院も労災病院さんに協力をお願いしているということであります。したがって、情報をなかなか出せないのは、民間がそういった中心となっていくという動いていただいていますので、やはりその民間の病院の御理解を頂かない中で発表することはなかなか難しいんですという、確かそういう質問に答える形で、そういう

趣旨で答えたというふうに思いますので、その中で、民間が今、中心となってやっていたいでいますのでという、特にがんセンターと日赤については、民間の病院にお任せする以上は民間が主役でという、そういう意味で言いました。県政全般で見ますと、ゆさ委員のおっしゃるように、やはり県民が当然主役、県民が主体、県民が全ての権限を持つています。それに応じて、その民意を受けながら我々は施策を進めていると。議員の皆さんはそれに基づいて判断をするということ、正しいことだというふうに思っております。そのように努めたいと思います。

○ゆさみゆき委員 予算執行の際に、小さな政府論の知事は、やはり社会保障経費についてはしつかり充当することによって経済を発展する、これも重要だと考えておりますので、地方自治法第二条「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る」、これをしっかりと胸に当てていただきまして、予算執行をしていただきたい、そう考えています。

次に、東日本大震災から十三年になります。もともと、私、阪神・淡路大震災のときにも一か月、ボランティアで伺いました。日常生活が大切、地域のコミュニティのつながりが強いほど復興が早い、これを学びました。県としては、この予算、地域コミュニティ、そして再生といった多方面の支援、予算計上しております。この東日本大震災の教訓を生かした災害支援対応プログラム、具体的には、これまで提案してまいりました震災子供白書など、具体的に普遍性があるマニュアルなどを、能登半島沖地震の被災地にどのように提供して、また、宮城県が蓄積した知見の下に、支援を具体的にどのように展開していくのか。地域の実情を踏まえた支援策の重要性についても、知事のお考えを伺いたいと思います。

○千葉章復興・危機管理部長 県では、東日本大震災からの復旧・復興の取組をまとめた記録誌みやぎ三・一一や、宮城県の発災後一年間の災害対応の記録とその検証などを石川県に提供するとともに、県のホームページに特設ページを開設するなど、情報提供を行っているところであります。具体的な支援といたしましては、対口支援方式による石川県能登町への応急対策職員の派遣、更には、被災地のニーズに応じて、公衆衛生や災害廃棄物、応急仮設住宅、農地・農業用施設、漁港施設等の支援に当たる職員を派遣しているほか、全国知事会からの要請による支援物資の調整・配送も行っているところであり、また、県としましては、大規模なインフラ等の復旧・復興のみならず、心

のケア、地域コミュニティの再生など、地域の実情に応じ、被災者の方々に寄り添った支援を行うことが重要であると認識しているところであります。

○ゆさみゆき委員　そういったことは分かりますけれども、知事に申し上げたいのは、全国知事会でも県で培ったマニュアル、特に東松島方式の分別の方法ですとか、こういった普遍性のプログラムをぜひ提起してほしい。それをぜひ、これから直下型、あるいは様々な地震災害のときに、そういう普遍性のプログラムを提供していただきたい。どういふふうに知事会としても考えておりますでしょうか、伺います。

○村井嘉浩知事　残念ながら、大きな災害があったときに各自治体でいろいろやったことについて、情報の共有化というのはしておりません。これは当然、地域によって特性があります。今回、能登は非常に半島がとがった半島でありまして、東日本大震災とまた同じような状況ではなかったというようなことで、それを普遍化するのは難しいという事なのでございますけれども、それぞれの大きな災害があった際に、しっかりとその対策と取組を冊子等にして残しておりますので、そういったようなものを適宜回しながら、それぞれの自治体に合った災害対策というものを考えていくべきではないかなというふうに思っております。

○ゆさみゆき委員　私もジェンダー平等、男女共同参画の避難所運営ですね、これ、仙台市がプログラムをつくっておりますので、各県でこれを普遍化しているところもありますので、ぜひお力を頂きたい、そう思っています。

さて、能登半島地震における原発、女川原発についてなのですけれども、志賀原発は変圧器の故障や外部電源の一部喪失など、トラブルが発生しました。また、道路の寸断、家屋の倒壊、モニタリングの一部のデータが確認できなくなるなど、住民の避難や屋内退避などが不可能な状況になりました。これら志賀原発の実態を詳細に把握して、今年九月に再稼働を予定している女川原発の安全対策及び避難計画を検証して、安全が確認できなければ、女川原発二号機の地元同意を撤回する必要があると思いますが、昨日、市民団体の方と意見交換をしたときに、能登半島地震における教訓を生かすための対策を講じるため、これは大体一年ぐらいかかるそうです。東北電力さんもそのようにおっしゃっているようですが、原発の安全性を確保するためには、この教訓を生かすまで再稼働すべきではないのでしょうか、いかがですか。

○千葉章復興・危機管理部長 原子力発電所の安全対策の検証については、原則として国の責務と考えておりまして、今後、国において、今回の能登半島地震に関する調査・研究結果を踏まえて、取り入れるべき新たな知見が確認された場合は、バックフィットや指針等の改正により、速やかに対応するものと認識しております。女川原子力発電所二号機については、原子力規制委員会による厳格な審査の結果、許可されたものであり、また、避難計画については、女川地域の緊急時対応として取りまとめられ、国において原子力防災対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして了承されたものでございます。その上で、県では、令和二年十一月、県議会や市町村長の御意見等をお聞きして、国に対して理解表明したものであり、その考えは変わっておりません。県としては、東北電力に対し、発電所の状況等について随時報告を受けるとともに、必要に応じて立ち入り調査等を行うなど、女川原子力発電所の安全管理の徹底を求めてまいります。

○ゆさみゆき委員 知事、国の専権事項だと、原発の対策、エネルギー対策ですね、これこそ、まずは私たちは県民の財産と命を守るために、志賀原発における教訓を生かすことこそが知事の社会的使命であり、県政を守る、大切な命を守る知事として、しっかりと求めるまでは、やはり同意を撤回することも知事の責務ではないでしょうか、いかがですか。

○村井嘉浩知事 今部長が答弁したことに尽きるわけでありますけれども、もう、一度同意をして、それに基づいて話がどんどん進んでおります。したがって、取り下げる基準とかそういうようなものも特にごさいませんので、現時点においては、女川原発二号機については、このまま進めていくべきものだと思います。その上で、志賀原発の問題で女川原発にも影響があるというふうな国の方が、規制委員会が判断をしたならば、その時点で仮に稼働していたとしても、また止めることもあるかもしれません。それはまだ私としては判断できませんけれども、やはり客観的にちゃんとした基準に基づいてやるべきで、志賀原発が今止まっているので不安があるから同意できないというのは、これは少し現在のルールを逸脱した判断になるのではないかなと思っております。

○ゆさみゆき委員 知事がおっしゃった科学的な根拠に基づいて、そういった結果が出たら速やかに対策を講じていただきたい、そう思っています。

それでは続いて、新たなニーズに対応した予算編成等についてお伺いいたします。

今定例会の代表質問、一般質問において、仙台医療圏の医療構想について様々な論議がありました。今回は二つの予算について、確認の意味でもしつかりとお伺いしたいというふうに思います。今回の仙台医療圏地域医療構想推進費、一千九百万円余り。これは仙台日赤と県立がんセンターの統合と、東北労災病院、県立精神医療センターの合築に係る関係計画の検証や、関係者との調整に係る支援、関係機関との協議に必要な業務を行うとされています。そもそも、この地域医療構想といえますのは、県民の医療に対する安心と信頼を確保して、良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を目指すこと。そして、あまり今回知事からの答弁も部長答弁もなかったのですけれども、地域においてどのような医療機能を發揮するか、統合をなし得るために重要な案件となります。重点支援区域、これに指定されましたけど、岡本あき子衆議院議員は、総務委員会で二月二十二日、答弁を求めたところ、この調整会議における条件については、宮城県における仙台市の理解を得るための取組について、機会を捉え、仙台市、宮城県双方に面談や電話等により確認を行い、総合的な判断をしていくということにしています。また、もう一つは、二〇二五年まで、これは統合した場合には一〇〇%のお金が出るというふうに確約はしておらず、その後は、財政負担の在り方は国は示していないということが前提です。このために、宮城県の実務者同士の、仙台市の医療における機能の協議が始まりましたが、この合意ということについて、厚生労働省の担当者の話を聞きました。地域住民とコミュニケーションを取ること、県民、患者の皆さんと合意をするところが前提条件であり、計画の推進に当たって、県民、患者の皆さんとの合意がないまま構想を強行することは許されないのではないかという意見がありました。どう受け止め、今後対応していくのかお伺いします。

○村井嘉浩知事 国から重点支援区域に選定された際の条件については、今回の病院再編に対して様々な意見がある中で、新病院の開設に向けて、引き続き関係者に対する丁寧な説明に努めてほしいとの趣旨で付されたものと受け止めております。これまでも様々な機会を捉え、病院再編の必要性や効果を周知してきたところでありますが、今後、仙台市との協議を通じて、病院再編に伴う地域医療への影響などを改めて検証の上、仙台医療圏全体での病院再編の効果を広く示すとともに、名取市や富谷市をはじめ関係自治体での地域説明会の開催などにより、県民や患者の理解を得られるように努めてまい

りたいと、このように考えております。

○ゆさみゆき委員　そうしますと、理解を得られるために様々な、例えば名取市ですか富谷で県民等説明会、住民説明会を開催するという事で予定をしているのでしょうか。改めて伺います。

○村井嘉浩知事　まだ名取市さんや富谷市さんいろいろな調整している最中で、もちろんそういう協力を得られないと開催できませんので、今の段階で必ず開催しますということをお申し上げすることはできませんけれども、私といたしましては、やはり受入れ地域の皆さんに説明するという事も重要ですので、開催したいというふうに思っております。その際に、少なくとも日赤さんには、一緒に参加していただけるかどうかということも打診してみたいと思います。まだ労災さんは基本合意に至っておりますので、お声かけは難しいというふうに思っているということでもあります。

○ゆさみゆき委員　今のお話のとおり、なぜ住民の合意が必要かといいますと、全国で起こっている、例えば病院を統合したりしますと、その高度急性期病院と後方病院の間で、住民は、治療環境が違うんじゃないかというトラブルが起こることがあるんですね。よって、なぜ統合再編するか、住民の皆さんとともに、病院の在り方をまちづくりのよりに考えなければならぬということなのです。それが今回の構想の進め方で抜け落ちているということを指摘させていただきます。その合築の在り方なんですけれども、まさに東北労災病院さん、それから精神医療センター、話が止まっている、時間が止まっているというふうにも見えます。それはなぜかという点、合築をする根拠ですね、この課題についてたくさん取り上げておりましたけれども、違う法律に基づいて二つ並ぶこと、にも包括について対応の環境が整っていないこと、また、四月からは医師の働き方改革、これは知事も部長も御存じのとおり始まりますと、二つサテライト案に分けますと、医師の確保がとつても大変なこと、または、住民の皆さん、患者の皆様、地域の皆様にとつてのシステムが壊れてしまうということなんです。よって今回の合築については、根拠がないこと、デメリットしかないということもありますので、これはどういうふうなことで進めていくのでしょうか。知事お答えください。

○志賀慎治保健福祉部長　東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築についてでございますが、令和元年度のあり方検討会議を踏まえまして、精神医療センターの早



期建て替えや、身体合併症への対応能力の向上などの課題解決のために必要な取組であると考え、関係者と協議を進めているものと考えています。この早期建て替えが可能であること、また、身体合併症への対応能力の向上が図られると、この点につきましては、富谷市の用地における大きなメリットであるというふうに認識しているところでございます。また、県南部の精神科医療提供体制の確保に向けまして、にも包括への対応などの観点も踏まえ、現在、サテライト案の検討を併せ進めているところでございまして、移転・合築により政策医療の課題解決につながりますよう、引き続き県としては検討してまいりたいと考えてございます。

○ゆさみゆき委員　そもそも、今お話しいただきましたように、令和元年度の精神医療センターの在り方を検討していることに問題があると思います。この元年度についての報告書を見てみますと、児童思春期の診療ができる病院ですとか、身体合併症は書いてあるのですけれども、協議内容が明らかにされないままに、場所ありきということが入っていることが問題であります。また、もつと問題でありますのは、令和五年度四月一日の改正精神保健福祉法の部分で、しっかりと精神障害者の希望やニーズを反映することとありますが、当事者の意見や精神保健福祉審議会の意見を反映していない、合意のないまま構想を強行されることは許されないのではないかと思います。いかがですか。知事。

○志賀慎治保健福祉部長　まず、在り方検討会議のことについてお答えを申し上げます。と思いますけれども、令和元年度のあり方検討会議につきましては、現在、県精神保健福祉審議会の委員を務めている方など、県内の精神科医療の有識者のほか、事務局として県立精神医療センターの病院職員も参加しておりました。建物の老朽化に対する患者や家族の不安なども踏まえた議論がなされた上で、将来に向けた政策医療の方向性や課題などについてまとめられたものというふうに認識してございます。県といたしましては、建て替えの早期実現や県民の利便性向上、身体合併症への対応など、あり方検討会議の提言を踏まえまして、東北労災病院との移転・合築及びサテライトの整備について、引き続き労働者健康安全機構や県立病院機構と協議を進めてまいりたいと考えてございます。その上で、この移転を進める上でございますが、当事者の意見をお伺いすることは大変重要であるというふうに考えてございます。これまでも、各種要望等を頂戴する

機会のほか、アンケート調査、地域説明会などを通じまして、患者や家族、地域住民の方々から様々な意見を伺うとともに、精神保健福祉審議会において議論を行ってきたところでございます。県としては、施策の検討段階において、頂いた意見をできる限り尊重した上で、これらに柔軟に対応しながらサテライト案などの検討を進めてきたところでございます。現在も精神医療センター職員と意見交換を進めているところでもございます。引き続き、当事者、関係者の方々の意見を伺いながら、移転・合築の意義を理解していただけますように、丁寧に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○ゆさみゆき委員 今るる頂きましたけど、年度内の合意について伺います。

知事は今回、年度内の合意を目指して努力するが、拙速だ、結果ありきだったと言われないよう、慎重に対応していきたいと思いますが、年度内の合意は難しいのではないですか知事。

○村井嘉浩知事 東北労災病院等県立精神医療センターの移転・合築につきましては、身体合併症対応などの病院間の連携や、県南部の精神科医療提供体制確保のためのサテライト案の検討などを踏まえ、基本合意の締結に向けて、関係者と現在、協議を進めております。基本合意の時期につきましては、昨年二月の協議確認書に基づき、年度内の締結を目指しておりますが、現在、サテライト案について精神医療センターの職員の方々と意見交換を重ねながら検討を行っていることから、県としては、サテライト案の検討状況を踏まえた上で、労働者健康安全機構や県立病院機構と協議を進めてまいりたいと考えてございまして、まだ二月でございしますので、まずはあと一か月ありますので、努力はしてまいらなければならないというふうに思っております。ただ、拙速と言われることのないようにしてまいりたいと思います。

○ゆさみゆき委員 努力をしてまいります、一か月で。もし一か月でできなければ、前にはできないのに一か月でできるはずあるのかということもあって、私はですね、医療の計画や福祉の計画は住民と共にあって、計画を変更することもあり得る。これが住民の福祉でもあると思うので、今回の仙台医療圏地域医療構想は、合築に係る計画等の検証を目的とするならば、計画変更も視野に入れるべきではないか。つまり、期日だけが目的ではなくて、機能をどうするか、住民の声はどうするかということなので、この確認書の七条には、合意の解除ということもあります。甲乙協議の上、本確認書を解除でき

るものとする。一か月間でこれができなければ、しっかりと計画を変更する可能性もあるのでしょうか、知事にお伺いします。

○志賀慎治保健福祉部長　まずは仙台医療圏地域医療構想推進費ということで委託をお願いして、種々検討していくといったことでございます。そもその再編の計画の形が、現状、北のほうの枠組みについては基本合意に至っていない状況にある中で、そういった形になっていくかといったことは、まだ新年度前で固まっていない状況でありまして、新年度の予算の執行に当たりましても、いろいろと検討していく必要は場合によって出てくるかというふうに思っております。この病院再編に係る来年度の委託事業でございますが、日本赤十字社が中心となって策定する南のほうの枠組みでの基本構想などの検証、また、東北労災病院と県立精神医療センターの合築に係る病院間の連携についての整理、関係者との調整に関する支援などを実施する予定と考えております。東北労災病院と精神医療センターの移転・合築につきましては、基本合意に向けた、まさに協議中といったことでございます。今後、各種計画が策定されていくものと考えておりますが、委託事業の中で検証の上、必要に応じて見直しを行いながら、関係者との協議を進めてまいりたいというのが基本的な考えになろうかと思っております。まだ予算案についての議決を頂戴できている段階ではない今の時点で、既に計画の変更に触れていくというのはなかなかちょっと心苦しい部分もないわけではございませんけれども、この再編協議の進捗に伴いまして、事業内容の見直しが必要となった場合には、予算計上の趣旨にかなう範囲内において、適宜柔軟に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○ゆさみゆき委員　重要な答弁だと思います。適宜柔軟に対応していく、これこそ人間の命を守るコメントだと思います。知事、今、適宜柔軟に対応していくということですね。さっきの話に戻りますけれども、東北労災病院と精神医療センター、精神医療センターは私はやはり現地再建、あるいは地域の中というふうなことが大切だと思いますし、安全機構の中でも救急医療、身体合併症だけ言われていますけど、あの地域の中でどういうふうに救急医療をやっていくか、全体の問題と捉えていかなければならない。よって、今回の計画、予算審議するあたりには、柔軟に対応していく、この予算でもあるんだよということも踏まえて、今答弁がありました。知事の考え方をお伺いし

ます。

○村井嘉浩知事 今までも、当初は三病院でということをして、そして単独で富谷にということをして、なかなか難しいということでは、民間病院はどうでしょうか。それも難しいということでは、じゃあサテライトをとということで、私としては、いこじにならず、とにかくいろんな人の御意見を聞いて柔軟にやってきたつもりであります。そういった意味では、今後もいろんな御意見を聞きながら、柔軟に対応していかなければならないというふうには思っております。

○ゆさみゆき委員 柔軟にするということについては、四病院の四という概念も、最初は三から始まった概念を、しっかりとこの予算計上の中でも検証していただきたいというふうに考えています。

次に、地域医療総合確保基金についてお伺いします。

これは四年間で百四億円積み立てる予定で、一十六億円、これ初年度となることです。今回、このがん医療、これは非常に重要なんですね。御存じのとおり、都道府県のがん診療拠点病院というのは一か所しかできないのですけど、特例で二か所だったんです。東北大学と、それから県立がんセンター。この二つの機能をどうするかということが非常に重要です。臓器別医療をやっているのが東北大学。それから、これからの医療の在り方、高齢化がピークになる二〇四〇年を迎えて、がん医療の質を下げないように、知事が冒頭説明していただいたように、がん治療は県の政策医療であるということも踏まえつつ、この質が低下されないのか。例えば今回の、どちらが一体的に、東北大病院でやるのか、あるいは、これまでのように二拠点化でやるのか、ここをしっかりとやはり議論していかないと、私たちのがん治療の在り方の質が低下してしまいます。この件についてどのように考えているのか、また、公的病院の果たすべき責任をどう考えているのかお伺いします。

○村井嘉浩知事 御指摘のように、宮城県は都道府県がん診療連携拠点病院というものを二つ持っております。この都道府県がん診療連携拠点病院というのは、各都道府県内のがん医療の先導的役割を担うとともに、都道府県内の拠点病院間の連携における中心的役割を担う病院ということでございます。特例的に二か所宮城は持っております、同じように全国で二か所この都道府県がん診療連携拠点病院を持っているのは、四つの

都府県だけです。まずは宮城県ですよね。それからあと東京都。東京都でも二つです。東京都は二つ、特別ですね。あと京都は京大の医学部と京都府立医科大、医学部が持っている。福岡県は九州大学と独立行政法人国立病院機構九州がんセンターということで、国立病院が持っているということでもあります。つまり、宮城県ぐらいの自治体のレベルで二つ都道府県のがん診療連携拠点病院を持っているのは、全国で宮城県だけということでもあります。この間も答弁したように、宮城県には東北医科薬科大学という新しい医学部ができた。東北の中で医学部が二つなのは宮城だけということでもございまして、そういうことから考えましても、都道府県がん診療連携拠点病院を引き続き県立がんセンターで担い続けていくことについては、私は、一度立ち止まって見直す時期が来ていると言っても過言ではないのではないかと考えているということでもございます。そういったことから、今回は日赤さんのほうにある程度お任せするということがあってもいいのではないかと考えております。ただし、がんというのは国が定めた十九の政策医療の一つで、非常に重要な病気でございますので、そういった意味では、今後とも、宮城県全体のがん医療に対するつながりというものを責任を持ってしっかりとやっていくということは当然のことであるというふうに考えております。

○ゆさみゆき委員 そうしますと今、答弁していないのは、二つの機能をそのまま維持するのか、それとも新病院なのかということをお答えしていないので、その辺どういうふうに考えていますか。お伺いします。

○村井嘉浩知事 それについては、これから詰めていくこととなります。まずは、基本合意というのは責任を持ってやるかどうかという意思決定をするということでもございまして、それについてはもう決まったということでもございます。今後、そういった細かい部分の調整、特に希少がん、難治がん、こういったようなことについて、あるいは研究所ですね、こういったことについてはこれから詰めていくこととなりますので、現時点においては、こうするというのをここで申し上げることは難しいということを御理解いただきたいと思います。

○ゆさみゆき委員 知事、合意するまでにですね、例えば積み増しのお金をどうするかの前に、医師数、百二十から三十、報道機関でありましたね。診療別機能をどうするか、あるいはどうするかということはある程度前提で考えないと、この予算については執行

もなかなか難しいのではないですか。これから検討するにあつては、県民の命は守れないと思いますので、しっかりとそこは検討したことを県議会あるいは県民に明らかにしながら進めていただけませんか、積み増しのお金をしっかりと審議できません。ここはしっかりと、これからですというのは理由になりませんというふうに思います。具体的に伺います。日赤が名取に移転した場合に、カバーしてきた太白区の急性期医療は、どの施設が基幹となつて対応するのか。新病院は、名取地区だけではなく県南エリア急性期医療の基幹病院として位置づけるのか。そうした状況に耐え得るのか。医療体制の病床数、医師数の見通し、また、県南エリアの医療関係者並びに地域住民に対してコンセンサスは取れているのか。これは、例えば新病院が基幹病院でありますと、実は、県南の医療圏に県南中核病院というのがあります。つまり、一つの病院が来ることによりダウンサイジングをしたり、仙南医療圏の中で議論があります。そういったことを踏まえて、県南全体を考えた医療政策でないと混乱が生じるということなので、しっかりと予算を審議する中で、今これだけこういう形として考えている、医療機能はこう考えているということを示していただけませんか。お願いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 仙台市太白区を中心とした地域の急性期医療につきましては、引き続き、三次救急医療機関であります仙台市立病院が基幹的な役割を担っていただくことというふうに認識してございますけれども、当然ながら、新病院におきましても連携して対応してまいりたいと考えてございます。新病院の具体的な医療機能や人員体制につきましましては、今後、基本構想などの策定を進める中で決定していくこととなります。県といたしましては、県南エリアの基幹病院の一つとして、新病院が救急医療など政策医療の課題解決を図り、機能を最大限に発揮できるように、関係者の皆さんと具体的な協議を進めてまいりたいと考えてございます。それで、仙台市内の救急医療等への対応についてですけれども、さきに環境福祉委員会におきまして参考人招致でお越しいただきました東北大学の藤森先生の御発言の中に、今回の病院再編で病院が移転して南北に新しい拠点病院ができたとした場合、お住まいのところから十五分地域内でアクセスできる、いわゆるカバー率が、仙台市内も含めて仙台圏域で向上していくんだといったシミュレーションがあるといった御指摘がございました。こういったことを含めましても、太白区のお話がありましたけれども、仙台市内全域において、よりアクセスしやすい、

対応しやすい、また、断らない二次救急をやっていく新病院の対応も合わせまして、しっかりと対応できるように向けていくと、そのための具体的な協議を今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○ゆさみゆき委員 具体的な協議を進めてまいりたい、それをちゃんと公開していかないと審議できないということをおっしゃっています。推進本部長は、例えば、石巻の日赤と南にある日赤を踏まえて、全体の命を守っていきたいというお話もされているようにございますので、知事としましても、やはり救急医療体制を含めて、これからどういうふうに、県内全域でどういう形として、高度急性期、救急、そして慢性期、様々な医療実態データを踏まえて、県民とともに新たな医療総合デザインをつくりながら、しっかりとやらなきゃいけない。つまりボタンのかけ違いというのは、逆手に手段から始めて目的なし、県民が不安、これ、負のスパイラルにもなっているわけですね。よって私は、合築における精神医療センターの在り方を元に戻して、三病院の議論に戻しつつ、やはり今回の構想自体そのものを見直すべきではないですか。知事、決断をお願いします。

○村井嘉浩知事 私といたしましては、一般質問、代表質問でもずっと答弁してきましたように、この構想というのは、仙台市内に急性期の病床が集中していて、そして過剰病床になっているということ。それから、南と北、南の名取と北の黒川のほうは救急の搬送時間が非常に長くなっているということ。また、合併症への対応をしっかりとしなければいけないといったようなことから、全体のバランスを考えて、このような構想を発表いたしました。実際、精神医療センターの角藤院長なんかも、合併症の対応が必要であるというふうにおっしゃっていますし、いろんな専門家の先生方に聞きましたが、精神の合併症の病院は必要だというふうに言っています。名取で日赤とがんセンターのところとまた精神医療センターをというふうなことも考えた時期もあったのですが、残念ながら、用地的な問題であったり、やはり日赤としてはちょっと今回は難しいというものでありますので、一方、労災側のほうは協力しようということでもございました。何と言いましても、精神医療センターというのはなかなか、名取市内で今まで土地を探してきたのですけれども、いざ「ここ、いいじゃないか」と言ったところは地権者の皆さんの御理解が得られなかった。一方、今回、富谷は非常に協力的であって、今すぐで

も建てられるような土地ができていくことであります。そういうようなことから考えましても、今後人口がどんどん減っていく中で、やはり東北の中心である、へその部分である場所に、そういった二十四時間三百六十五日やっている急性期のスーパージェットの病院を置いておくということは、間違いなく、宮城県民全体にとっては非常にいいことであろうというふうに思いますので、できればこの方向ということを考えておりますけれども、ただ、ゆき委員がおっしゃるように、今後まだまだ、基本合意になっておりませんので、今後については、今回の予算を使わせていただきながら、幅広にいろいろ考えていくということについては当然であろうかなと思っております。ということでございます。ただ、今の段階でもう一回戻しますとか、そういうようなことを言うのは控えなければならぬということで、御理解いただきたいと思えます。

○ゆさみゆき委員 先日の総務委員会の話もありまして、国はしっかりと、予算を計上するときにも仙台市との協議、それから知事がおっしゃった住民の声、または部長がおっしゃった仙南医療圏の経営、様々なことを踏まえて総合的に判断することが必要であります。一つ病院を造ると、五十年間そこに設置しなければなりません。病院で働く提供だけではなく、受け取り側も、にも包括も含めて、全体をしっかりと対応する医療計画にしていきたい、そう思っています。

次に、社会全体で支える宮城県の子供・子育てについてお伺いします。

冒頭申し上げましたように、社会全体で子供・子育てを最重要として位置づけること、これは県もやつと主導していただくことになりました。国はこども家庭庁、これは子供政策についての一元化を目指していますが、県の部局を見えますと、保健福祉部、環境生活部といった複数の部署で予算が計上されていまして、事業が実施されているために、政策の策定において効率性と統一性に課題があります。そこで、組織改編によって子供と家庭を支援する政策を一元管理することで、市町村の子供・子育ての施策等において、より効果的な支援策が可能となり、宮城県における子供・子育ての質の向上が期待されます。国のこども家庭庁の設立に伴い、そして県でもこういった組織改編。国はこどもまんなか政策を打ち出しております。子供の権利をしっかりと守るとしてあります。ぜひ、組織改編も必要ではないでしょうか、お伺いします。

○志賀慎治保健福祉部長 県では、これまでも、子供・子育て支援関係業務の強化を図



るために、平成三十年代からは二つの課室体制にいたしました。そして、続きまして令和三年度からは二つの課体制にしまして、現在に至っております。このほか、児童相談所の職員の増員など、逐次、組織体制の強化に努めてまいったところでございます。今般のこども家庭庁発足に伴いまして、今後一層、様々な新規事業への対応が想定されることや、子供に関する県の施策立案を効果的に行うため、今年の四月、来年度からですね、こども家庭庁の成育局に関する業務は子育て社会推進課で、支援局に関する業務は子ども・家庭支援課のほうで所管するように、役割分担を見直すことにさせていただきたいと考えてございます。更に、子育て社会推進課には子ども政策班という班を新設いたしました、我が県における子供政策に関する体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。更に、子供・子育ての支援施策につきましては、御指摘のように児童福祉や母子保健、教育、青少年健全育成などの各分野にまたがっていくこととなりますことから、今後とも、現在の宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部といったものがございます。この本部の活用をしっかりと進めることによりまして、部局の枠を超えた施策の調整及び推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○ゆさみゆき委員 子供政策について、若者政策は環境生活部なんです。そこはやはり一元化することも、知事、これを求めていくこと、この政策、一度検討したというふうにも聞いておりますが、ぜひ子供・若者政策を推進するために、組織改編の在り方について一言お伺いしたいと思います。

○村井嘉浩知事 全ていろんなものも、いろんな施策を一か所にまとめてというのはいく言われることなのですけれども、そこだけで完結するというものはなかなかございませんで、当然、そこでまた派生していろんな部署が関係してまいりますから、基本的には今のやり方をそのまま踏襲した上で、逐次、必要な都度、組織の見直しというものは不断にやっていかなければならないというふうに思っております。

○ゆさみゆき委員 ぜひしっかりと、こどもまんなか政策、子供の権利を守りながら施策の推進を図っていただく予算にさせていただきたいと思えます。

知事は、女性、そして若者の県内定着、これに非常に力を入れていくということでもあります、私も若者・学生と一緒に行動しておりますと、男女共同参画、ジェンダー平等の視点、これが非常にまだまだ私たちの宮城県の社会の中でも課題が多いです。そ

ここで、宮城県では、ジェンダーバイアスやギャップ、これをどういうふう施策の推進をしていくのか。特にパートナーシップやファミリーシップ制度、これは仙台市が行うことになりましたが、宮城県は検討検討にとどまっていて、非常に生きにくい社会になっている。何とか、という学生からも要望があります。ぜひ、このジェンダー平等社会の推進に当たったの課題を踏まえ、宮城県の中で若者、そして男性も女性も、LGBTQプラスの方々もしっかりと自分らしく生活できる対応をするための具体的な計画について、お伺いします。

○村井嘉浩知事 新・宮城の将来ビジョンでは、SDGsの十七のゴールの考え方を理念や施策に反映させて取組を推進しております。ゴールの一つである「ジェンダー平等を実現しよう」についても含まれているということでもあります。県では、性的少数者への理解を深めるため、県民や市町村職員を対象とした研修会や、性的少数者の支援団体が行うイベントへの後援のほか、性的少数者の方々からの悩みに対応したLGBT相談などの取組を行い、LGBTQプラスへの理解促進に努めてまいりました。Qというのはクエスチョンということで、性自認がまだ決まっていない人のことを言うそうでもあります。プラスというのは、その他のセクシャリティの多様性ということだそうですね。パートナーシップ制度の導入につきましては、仙台市や栗原市が来年度中の創設を表明するなど、県内においても性的少数者への理解が深まりつつある一方で、様々な意見があるのも事実であることから、今後、市町村や関係団体等と意見交換を行い、県自らできることについて検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○ゆさみゆき委員 いつまで検討するのでしょうか。

○村井嘉浩知事 結論が出るまでということでもあります。

○ゆさみゆき委員 そうしているうちに、若者、特に私たち女性たちはどんどん海外に流出してしまいますので、即時決断ください。ぜひお願いしたいと思います。

それでは、続いて、安心して学び続ける教育体制の整備についてお伺いします。

教育委員会では、教育の資質の向上を目指して、「みやぎの教員に求められる資質能力」に応じる研修制度を行っています。二〇一八年に県立高校において実施した事実があつて、生徒指導の在り方、不登校、いじめ、発達障害の対応や問題解決、これは解決志向のアプローチを求めたところ、東北大学の心理支援センターで研究して成果があ

りました。これは小さな変化を見逃さない解決アプローチの力を養うこと。ぜひ、こうした――教職員の中では、多忙が前提、連携が取れないこともありました。でも、スクールカウンセラーと一緒に教職員の皆さんの力をつくること。ぜひ、この分析結果を施策に反映していただきたい、新年度予算に反映していただきたい、そう思いますがいかがでしょうか。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 いじめ等の生徒指導の対応につきましては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組んでいくことが重要であるというふうに認識してございます。また、令和三年三月のいじめ防止対策調査委員会の答申におきまして、校種間や教員間の連携に係る実践的研究の必要性について提言されたことを受けまして、県教育委員会では、東北大学大学院教育学研究科・心理支援センターに委託いたしました。調査研究を進めてきたところでございます。その報告書におきましては、中高間――中学校と高校の間や校内での生徒に関する情報共有の必要性、トリアージの考え方を取り入れたケース会議の進め方など、生徒指導上の問題における組織的な対応についての具体的な解決策が示されたところでございます。県教育委員会といたしましては、本報告書について、昨年四月の校長会議等で全ての県立高校に配布し、活用を促したところでございます。更に、現在作成しておりますチーム学校による生徒指導マニュアルにも、この報告書で示された考え方を取り入れていくこととしておりまして、今後、生徒指導主事研修会をはじめとした各種会議におきまして、更なる活用を促し、生徒指導の充実に向けた教員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ゆさみゆき委員 私も小さなカウンセリングルームをやっているのですけれども、学校と地域と、本当に、地域の中で十年ぐらいかかって子供たちは成長していくわけですよ。ぜひ教職員の皆さんも、こういった解決能力を高める対応をしていただきたい、そう思っています。

最後の質問です。県職員の働き方とハラスメント対策についてお伺いします。

知事部局のハラスメント対応について、近年、パワハラ相談件数は令和元年度二件、令和三年度六件、令和四年度七件、令和五年度が六件となっています。いずれも事実認定には至らなかったということですが、教育委員会において、さきに報道もされました、パワハラによる自死。教職員の懲戒処分基準を停職から免職にまで広げる検

討としていますが、知事部局の対応はどうでしょうか。人事課によりますと、県職員の時間外労働は、令和五年度は一月までの実績ですが一人一月あたり十六・七時間。職員のメンタルヘルス対応や育児、介護休暇、県職員の働き方、職場環境改善など、どのように推進していくのか。予算を計上しても働き方改革をしていかないと、いい結果は出ませんね。ぜひこれは知事と教育長にお伺いしたいと思います。お願いします。

○村井嘉浩知事 知事部局等におきましては、東日本大震災の復興業務が縮小してきているものの、災害対応や感染症対応などの新たな行政課題に対して全庁を挙げて対応しなければならぬ事案などが発生いたしました。一人当たりの時間外勤務が多い状況が続いております。これについては、私自身、非常に反省しているところであります。そのような状況の中で、県では、議事録作成支援システムやノーコードツールを導入するなど、デジタルツールの積極的な活用による業務の生産性向上の取組を進めております。また、近年、メンタルヘルス不調により病気休暇等を取得する職員が増加傾向にあることから、宮城県のメンタルヘルスケア施策を策定し、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施、メンタルヘルス相談などを実施しておりますが、従来の取組に加えまして、働き方改革を含めた新しい取組が必要とされております。そのため来年度は、今年度試行で実施した生成AIの利用範囲を全職員に拡大するほか、休職者の円滑な職場復帰と定着を支援するリワークプログラムや、業務繁忙所属における年度途中の突発的な業務などに正規職員及び派遣職員を三か月程度配置する事業を新たに実施し、職員の働きやすい職場環境を整備していくことにいたしました。来年度からかなり、そういった意味では、特定の職員、あるいは特定の部署に一気にストレスがかからないようにするというふうにしたということでもあります。そのほか、テレワーク環境のさらなる充実や、デジタル化にも対応したオフィス環境の整備、所属や役職にとらわれず自己の得意分野を生かして課題解決等に取り組みグループ活動を庁内複業制度として推進するなど、職員の働きがいの向上に向けた新しい働き方の取組も推進してまいりたいと、このように考えております。

○小野寺邦貢総務部長 続いて、私からは、パワハラによる懲戒処分基準についてのお尋ねにお答えいたします。知事部局におきましては、ハラスメントを行った職員に対し懲戒処分を行う際は、人事院の懲戒処分の指針、それから過去の事例、そして他の都道

府県の類似事例等を参考にいたしましたしまして、具体的な処分を決定しているところでございます。現在の人事院の指針では、パワハラを行った職員に対する懲戒処分について、その態様や結果により、戒告から免職までの基準が規定されております。現在、この基準により懲戒処分を行ったパワハラ事案はございませんが、仮に知事部局で発生した場合には、免職とすることもあり得るということでございます。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 県教育委員会では、教職員の働き方改革に関する取組方針を昨年三月に改定いたしましたして、取組の柱として、業務改善・削減による在校等時間の縮減を掲げ、県立学校の教職員の働き方改革に取り組んでいるところでございます。メンタルヘルス対応につきましては、若い世代でメンタル不調になる傾向が高いということもありまして、メンタル不調の未然防止・早期発見のため、若年層を対象としたセミナーの実施など、対策の強化を図っているところでございます。また、育児、介護休暇につきましては、特別休暇をはじめとした各制度の周知に努めるとともに、特に男性職員の育児休業取得率向上のため、育児参加計画書の提出の義務づけでありますとか、育児休業を取得した男性職員及び所属長の経験談などの事例を共有するなど、仕事と家庭生活の両立に向けた取組を進めているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも全ての教職員が働きやすい職場環境となるよう、しっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

○ゆさみゆき委員 新年度予算が始まりました。県民の力が社会の力になり、市町村の主役の県政になりますように、しっかりと知事、最後、決意を求めて終わりたいと思います。お願いします。

○村井嘉浩知事 一兆円を超える予算を活用して、貴重な税金を使ってやる施策でございまして、県民の皆さんに県民が主役の予算の使い方であったという評価を頂けるように、頑張つてまいりたいと思います。

○ゆさみゆき委員 終わります。ありがとうございました。